

Q11

働き方の違いによって待遇が違う？



A

正規社員と非正規社員との間の「不合理な待遇差」は禁止されます。

働き方改革関連法により改正されたパートタイム・有期雇用労働法や労働者派遣法(※)により、正規社員と非正規社員(パート社員、契約社員、派遣社員)との間に不合理な待遇差を設けることは禁止されます。

「不合理な待遇差」の禁止とは

正規社員と非正規社員で仕事の内容や責任の重さなどが違う場合、その違いに応じて賃金や手当が違うことはあり得ます。

しかし、「非正規社員だから支給しない」というのは理由になりません。このような取扱いが「不合理な待遇差」にあたると考えられます。

「同一労働同一賃金ガイドライン」では、どのような待遇差が不合理であり、どのような待遇差が不合理でないかの原則となる考え方と具体例を待遇ごとに示しています。

「同一労働同一賃金ガイドライン」については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



待遇差に疑問を感じたら

非正規社員が自らの待遇に疑問を感じたら、会社(人事担当者等)に説明を求めることができます。会社は、非正規社員から求められた場合に、正規社員との間の待遇差の内容や理由などを説明する義務があります。



※働き方改革関連法による改正は、2020年4月施行(中小企業のパート社員・契約社員は2021年4月から適用)。

Q12

過労死ってなんだろう……？



A

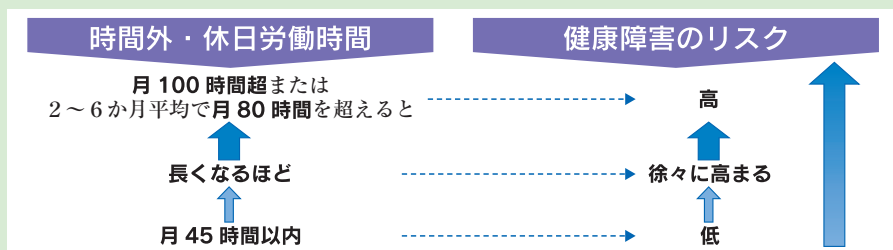
過労死は決して人ごとではありません。「働きすぎて命を失う」ことがあることを、自分自身にも関わる身近な問題としてとらえ、理解を深めましょう。

過労死等とは

長時間にわたる過重な労働によって、疲労の蓄積が生じ、その結果、脳・心臓疾患を発症することがあります。また、長時間労働に従事することは、ストレス(心理的負荷)を生じ、精神障害を発病することもあります。これらを原因とする死亡、または死亡には至らないこれらの疾病が「過労死等」です。

【時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係】

疲労の蓄積をもたらす要因の一つである労働時間に着目すると、労働時間が長いほど、脳・心臓疾患のリスクが高まることが明らかになっています。



過労死等の防止のために

仕事による過労から命を落としたり、健康を損なうことは、本人はもとより、家族や友人にとって計り知れない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失であり、こうした事態を何としても防いでいかなければなりません。

過労死等の防止のためには、みなさん一人ひとりが、自身にも関わることであり、過労死等に対する理解を深めるとともに、過労死等を防止することの重要性について自覚することがとても大切です。

過労死等防止対策の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/



働いている方には、ご自身の仕事による疲労蓄積度のチェックをお勧めしています。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>
 ・働く人の疲労蓄積度セルフチェック（働く人用） <https://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>

また、一人で悩まずに、家族・友人・仕事仲間に相談してください。周りの方もお互いに気にかけることも大切です。

労働条件に関する相談窓口

- ・お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、総合労働相談コーナー(裏表紙)
- ・平日夜間・土日に無料で相談に応じている労働条件相談ほっとライン(0120-811-610)

働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する相談窓口

- ・月・火の夜間、土日に無料で相談に応じているこころの耳電話相談(0120-565-455)、24時間受付のこころの耳メール相談(<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>)

働く上で 守るべきルール

会社の基本的な規則を守らないで、会社の秩序を乱すようなことをした場合、就業規則によって給料が減らされたり、降格させられたりすることがあります。これを懲戒処分といいます。

会社がルールを守することはもちろんですが、雇われる側のみなさんにも一定のルール(職場の規律)を守る義務があります。

こんなことはルール違反です!

- 遅刻を繰り返す
- 無断で職場を離れる
- 会社の備品を持ち出す
- 会社の秘密を外部に漏らすなど

ただし、懲戒には
社会の常識にかなっ
納得できる理由が必要!
(労働契約法第15条)



コラム

給与支給明細書を見て 残業代が出ているか 確認しよう!

チェックしよう!

残業手当
休日出勤手当
深夜残業手当

■ 株式会社 給与支給明細書(例)
平成○×年 △月分 厚労太郎 殿

支給額		控除額	
基本給		健康保険料	
役職手当		厚生年金保険料	
家族手当		雇用保険料	
住宅手当		所得税	
通勤手当		住民税	
残業手当		社宅賃貸料	
休日出勤手当		生命保険料	
深夜残業手当		財形貯蓄	
支給合計		控除額計	
備考	差引支給額	¥	

※ この給与支給明細書はあくまでも一例であり、「支給額」「控除額」に書かれている項目は、会社によって異なるので注意しましょう。

決められた時間を超えて働いた分や深夜時間(夜22時~翌日5時)に働いた分について賃金が支払われているか、「残業手当」「休日出勤手当」「深夜残業手当」欄などをしっかり確認してみましょう。会社によっては「時間外手当」「超過勤務手当」などと記載されている場合もあるので、わからないときは会社に確認してみましょう。

第3章

仕事を辞めさせられるとき、 辞めるとき

Q13 解雇 32

ミスが原因で「もう明日から来なくていい」って
……これってあり？

Q14 退職 34

会社を辞めようとしたけど辞めさせてもらえない……
これってあり？

Q13

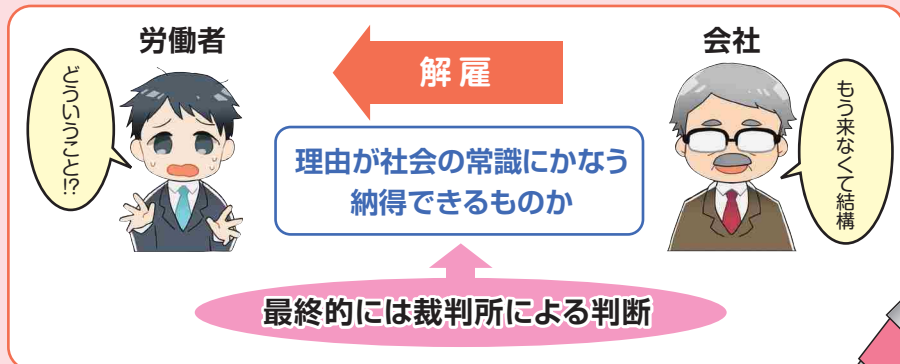
ミスが原因で「もう明日から来なくていい」って……これってあり？



A

解雇には社会の常識にかなう納得できる理由が必要となります。

解雇＝会社が労働契約を一方的に終わらせて労働者を辞めさせること。



社会の常識にかなう納得できる理由のない解雇は無効。
特に次のような場合についての解雇は禁止。

解雇が禁止される主な場合

労働基準法	・業務上災害の療養のために休業する期間とその後30日間の解雇 ・産前産後の休業期間とその後30日間の解雇 ・労働基準監督官に申告したことを理由とする解雇
労働組合法	・労働組合の組合員であることなどを理由とする解雇
男女雇用機会均等法	・労働者の性別を理由とする解雇 ・女性労働者が結婚・妊娠・出産・産前産後休業したことなどを理由とする解雇
育児・介護休業法	・労働者が育児・介護休業等の育児・介護休業法上の制度利用を申し出たこと、又は取得したことを理由とする解雇

困ったら労働基準監督署や
総合労働相談コーナーに
相談しよう！



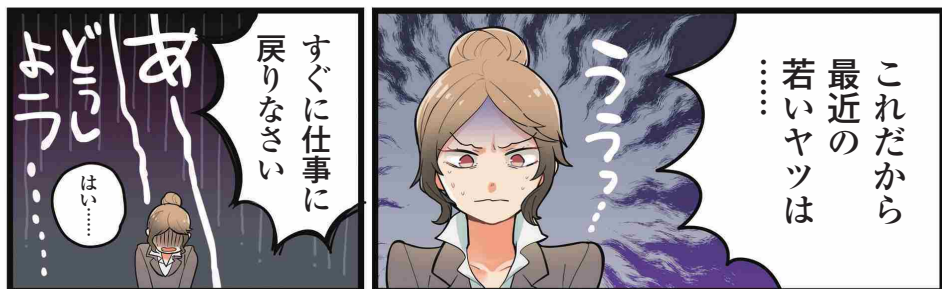
たとえ解雇が有効であっても、解雇を行う場合、30日以上前の予告か、30日分以上の平均賃金を支払う必要があります。

知っておきましょう！

アルバイトや契約社員など、契約期間に定めのある労働契約を結んでいる場合、**契約期間中に解雇することは、「契約違反」となり、原則としてできません(やむを得ない事由がある場合を除く)。**

Q14

会社を辞めようとしたけど辞めさせてもらえない……これってあり？



A

辞めさせてもらえないなど働いている会社とトラブルがあったら、総合労働相談コーナーに相談しましょう。

あらかじめ契約期間が定められていないときは、労働者は少なくとも2週間前までに退職の申し出をすれば、法律上はいつでも辞めることができます。

※期間によって報酬を定められた場合は、別の定めがありますので「総合労働相談コーナー」に相談してください。

※ただし、就業規則で退職手続が定められている場合、その内容が合理的であれば従う必要がありますので、確認しておきましょう。

知っておきましょう!

アルバイトや契約社員など、契約期間に定めのある労働契約を結んでいる場合、契約期間の満了前に退職することは「契約違反」となり、原則としてできません(やむを得ない事由がある場合を除く)。



個別労働関係紛争解決促進制度

辞めさせてもらえないなど働いている会社との間でトラブルがあったら、都道府県労働局(総合労働相談コーナー)において、簡易・迅速にトラブルの解決を支援する制度があります。

詳しくは

個別労働関係紛争の解決

検索



※退職した場合には、各種健康保険や年金の切り替え手続きが必要です。

市町村の窓口または再就職先などで必要な手続きをしましょう。

(養っている家族がいる場合には、その人についても同様に手続きが必要です。)

アルバイトをする際に知っておくべき ワークルールについて

アルバイトをする際にトラブルに巻き込まれないため、
下の問題に挑戦してワークルールを身につけましょう！

Q1 採用、雇用契約について、誤っているものを1つ選んでください。

- ①「求人広告」の募集内容はそのまま信用せず、自分の働く条件は、労働契約を結ぶ前にしっかり確認するべきである。
- ②アルバイトであっても、採用された場合は、働く条件を明示した書面をもらう権利はある。
- ③働く条件について、面接で十分な説明を行った場合、会社は、働く条件を明示した書面等を渡す必要はない。

Q1【正解】③

働く条件について、面接で詳しい説明を受けたとしても、働く条件を明示した書面等は必ずもらってください。法律で定められた項目については、働く条件を明示した書面等を会社が渡すことになっています。

さらには、後で「話が違う。」としてトラブルにならないようもらった書面等は大切に保管しておきましょう。

また、2019年4月1日からは、労働者が希望した場合には、会社は一定の条件の下でFAXや電子メール、SNS等でも働く条件を明示できるようになりました。

Q2 最低賃金、賃金、割増賃金について、誤っているものを1つ選んでください。

- ①最低賃金額より低い賃金額で同意したとしても、同意した賃金額は、法律によって無効になる。
- ②会社と約束した賃金額については、労働者の同意なく不利益（減額など）に変更することは原則としてできない。
- ③アルバイトに対しては、遅くまで残業させても残業代（割増賃金）を支払う必要はない。

Q2【正解】③

アルバイトであっても、原則として1日8時間、1週40時間を超えて働いた場合は、当然、残業代（割増賃金）の支払いを受けることができます。

ちなみに、満18歳未満の場合は、原則として、時間外・休日・深夜（午後10時～翌日午前5時）労働そのものが認められませんので注意してください。仮に、残業代（割増賃金）を多く支払うとした場合であっても認められません。

Q3 労働時間、休日、休暇について、誤っているものを1つ選んでください。

- ①週1日だけアルバイトをする場合でも、年次有給休暇を取得することができる。
- ②アルバイトを始める前に受講を義務付けられている4時間の研修時間は、労働時間ではない。
- ③契約期間が1か月間で1日の労働時間が1時間のみの短期アルバイトをする場合でも、休日は必ず与えなければならない。

Q3【正解】②

研修への参加が強制されていたり、研修に参加しなかった場合に不利益な取り扱いが行われるような場合は、研修の参加が業務命令により義務付けられていることとなるため、労働時間となり、賃金の支払いが必要となります。

職種によって働く前に研修の受講が義務付けられているものもありますので、研修時間が労働時間として認められているか、事前に確認しておきましょう。

なお、①の年次有給休暇制度については、19ページをご覧ください。

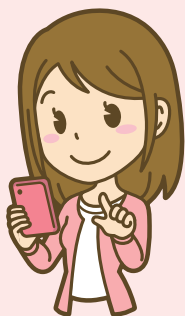


Q4 退職,解雇について,誤っているものを1つ選んでください。

- ①入社する時に提出した履歴書に,事実と異なる経歴や学歴を書いたことを理由として,懲戒解雇される場合がある。
- ②雇用期間満了日が卒業日と決められていたが,人手不足のため1か月250時間も働いたため,過労により体調を崩した場合,雇用期間満了日前でも退職することができる。
- ③雇用契約期間を定めずに働いていたが,授業の準備でいそがしくなったため,アルバイト先に退職を申し出たところ,人手不足なので代替りのアルバイトが見つかるまで退職できないと言われた場合,退職することはできない。

Q4【正解】③

雇用契約期間の定めがない契約の場合,退職する理由を問わず,労働者からの申し出により退職することができます。退職の申し出をする期間には一定のルールがありますので,アルバイト先とのトラブルを避けるため,退職を申し出る時期については会社のルールなどを確認しておきましょう。



これはほんの一部。
ネットで見てみてね

アルバイトを始める前に知っておきたいポイント
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



宮城新卒者等人材確保推進本部について

宮城労働局に地域の関係機関で構成される
「宮城新卒者等人材確保推進本部」を設置し、
地域における新卒者等の就職・採用支援に向けて取り組んでいます。

応援メニューについて



作画：日本デザイナー芸術学院仙台校 赤松結乃

宮城新卒者等人材確保推進本部の
構成組織が実施する様々な支援・施策
を日程・対象者毎にまとめて掲載し
ています。



支援・施策の例 ～高等学校編～

- ★沿岸地域就職サポートセンター
- ★高卒就職情報WEB提供サービス
- ★みやぎ高校生入社準備セミナー
- ★秋の合同企業説明会



※応援メニュー一部抜粋

就職応援メッセージについて

宮城新卒者等人材確保推進本部においては、就職を希望される
新規学卒者等の方に対して応援メッセージをお伝えしております。



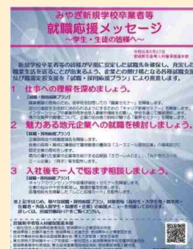
【令和元年度の就職応援メッセージ】

1. 仕事への理解を深めましょう。
2. 魅力ある地元企業への就職を検討しましょう。
3. 入社後も一人で悩まず相談しましょう。

詳細は…

宮城労働局ホームページ内 「仕事を探す」

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/310.html>



企業を選ぶときにチェックしてみよう!

厚生労働省では、若者の採用・育成、女性の活躍推進、子育てサポートなど、労働者の雇用管理について積極的な企業の認定制度を各種設けています。

認定企業は、「残業時間が〇〇時間以下」「年次有給休暇取得率」など、それぞれに定められた基準を満たしており、公表しています（希望の場合）。

応募する企業を選ぶときに、会社案内や求人票に認定マークがあれば、チェックしてみましょう!

若者の採用・育成に積極的な企業の認定制度

「ユースエール認定企業」



「ユースエール認定企業」とは、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）として厚生労働大臣が認定した企業です。

若者雇用促進総合サイト

検索するなら…

厚生労働省が運営する、全国のユースエール認定企業をはじめとした各種認定企業の情報を検索できるサイトです。

URL <https://www.wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>

若者雇用促進総合サイト

検索



自分に合った就職先を選択できるよう 「青少年雇用情報」を確認しましょう!

平成27年10月1日から「若者雇用促進法」が施行され、新規学校卒業者の求人申込みを行う企業は、平均勤続年数や研修の有無、有給休暇の平均取得日数等といった職場情報も併せて提供することが義務づけられています。

企業から提供された職場情報は、ハローワークで受理した新規学校卒業者対象求人票に記載されていますので確認しましょう。

女性の活躍を推進する企業、子育てをサポートする企業の認定制度

「えるぼし」

●女性の活躍を推進する企業「えるぼし」認定企業

採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコースについて、女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業として、厚生労働大臣が認定した企業です。



「くるみん」



●子育てサポートを行っている「くるみん」認定企業

女性の育児休業取得率が高く、男性も育児休業等取得している、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進の取組を行っているなどの子育てサポートの取組が行われている企業として、厚生労働大臣が認定した企業です。

女性の活躍推進企業総合サイト

検索するなら…

厚生労働省が運営する、全国の「えるぼし」、「くるみん」認定企業をはじめとした各種認定企業の情報を検索できるサイトです。
1万社を超える企業の情報が検索・閲覧できます。

待ってる、未来の私。



URL http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/index_gakusei.html

女性活躍 データベース

検索



宮城県内の企業情報は 宮城労働局ホームページ が早くて便利！

ユースエール、えるぼし、くるみん各認定企業の一覧から、個別の情報を見ることができます。
さらに、働き方改革の好事例企業なども掲載しています。

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/124.html>

企業情報の検索 宮城労働局

検索



知って役立つ労働法

- ・この宮城労働局作成「読んでみるっちゃ」は、厚生労働省作成「これってあり？まんが知って役立つ労働法」を参照しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>



- ・労働法のことをもう少し詳しく知りたい人は、「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」を読んでみましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html



労働条件に関する総合情報サイト

ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

HP <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



宮城労働局ホームページにも 役立つ情報いろいろ

派遣会社や民間の職業紹介会社を利用することについて

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/320.html>



雇用保険の給付について(失業したときに受けられる給付金など)

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/330.html>



労災保険の給付について(業務上・通勤途上の傷病の療養に関する給付金)

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/370.html>



職場のトラブルの各種相談窓口(法テラス等法律相談、労働審判、障害者虐待、紛争解決)

HP <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/180/182.html>



さまざまなサイトがあります。 必要に応じて利用しましょう

各企業の働き方や採用状況に関する職場情報を検索

職場情報総合サイト しゅくばらぼ

HP <https://shokuba.mhlw.go.jp/index.html>



仕事（求人情報）をネットで探すには

ハローワークインターネットサービス

HP <https://www.hellowork.go.jp/>

フリーター等から正社員を目指す44歳以下の方の就職支援

みやぎジョブカフェ

HP <http://www.miyagi-jobcafe.jp/>



働くことやコミュニケーションに悩みを抱える15～39歳の無業の若者の就労支援

地域若者サポートステーション（サポステ）

HP <http://saposute-net.mhlw.go.jp/>

厚生年金保険について（国民年金保険は学生でも20歳から！→各市区町村へ）

日本年金機構

HP <http://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html>



働く人のための相談窓口

就職の相談、働いている中での疑問や悩みなど、相談窓口があります

総合労働相談コーナー (若者相談コーナー併設)



仙台 石巻 古川 大河原
瀬峰 気仙沼

労働問題に関するあらゆる分野の相談の受付
(労働条件、解雇、いじめ、嫌がらせ、パワハラ、どこに相談したらよいかわからない)

HP

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/madoguchi_annai/window_1.html

労働基準監督署



仙台 石巻 古川
大河原 瀬峰

賃金未払、労働時間、解雇、サービス残業、過重労働、労働者の安全と健康の確保などについての監督、指導
労働基準関係法令に基づく許認可
労働保険・労災保険給付事務

HP

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/5/510.html>

ハローワーク (公共職業安定所)



仙台 大和 石巻 塩釜
古川 大河原 白石
築館 迫 気仙沼

就職・転職の仕事探し、職業相談、職業紹介
職業訓練の相談・あっせん
雇用保険の給付(失業給付、教育訓練給付等)の手続

中学・高校を新たに卒業する方、卒業(中退)後おおむね3年以内の方の職業相談、就職支援は「学卒部門(担当)」へ

HP

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/5/520.html>

ハローワークプラザ

青葉 泉

就職・転職の仕事探し、職業相談、職業紹介、職業訓練の相談

仙台新卒応援ハローワーク
(学生職業センター)



大学院、大学、短大、高専、専修学校等を新たに卒業する方、卒業（中退）後おおむね3年以内の方の職業相談（就活）、セミナーなどの就職支援

HP

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/160/171.html>

仙台わかものハローワーク
(ハローワーク仙台5階)



パート・アルバイト・フリーター等から正社員を目指すおおむね45歳未満の方の職業相談、セミナーなどの就職支援

HP

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/160/172.html>

マザーズハローワーク青葉



マザーズコーナー
石巻 古川

子育てしながら就職を目指す方の仕事探し、職業相談、職業紹介、職業訓練の相談、セミナー、情報提供（キッズスペース、授乳スペースがあります）

HP（青葉のみ）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-mother/>

労働基準部健康安全課



安全衛生関係の免許・技能講習等の資格に関すること（クレーン、玉掛、フォークリフト等）

HP

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/360.html>

雇用環境・均等室



性別による差別やセクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等に関する相談、非正規労働者の待遇改善

HP

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/246.html>

宮城県からのお知らせ



宮城で見つけよう！
自分らしい働き方



むすび丸

宮城県就職支援情報

検索



県内企業を知りたい！

就職支援特設サイト **高校生** **大学生** **既卒者**

大手就職情報サイトとタイアップし、宮城県内 300 社超の企業の求人情報を発信しています。



地元で就職したい！

新規大卒者等対象就職イベント **大学生** **既卒者**

大学等の新規卒業者を対象に、就職ガイダンス等を開催しています。

みやぎ移住ガイド **大学生** **既卒者**

宮城県への移住を検討している方に向けて、暮らし・仕事など、様々な情報を提供するポータルサイトです。

みやぎ移住サポートセンター **既卒者**

宮城県への移住に関する総合相談窓口として、移住希望者が必要とする相談に対応します。

みやぎ IJU ターン就職支援オフィス **大学生**

宮城県外の大学・短大・専門学校等へ在学中の学生の UIJ ターン就職をサポートします（東京・仙台）。

交通費・宿泊費助成 **大学生**

県外に在住する学生の方が宮城県内で就職活動を行う際にかかる交通費や宿泊費に対して補助を行います。

インターンシップをしたい！

宮城県地方創生インターンシップ **大学生**

宮城県内のものづくり企業と県内外の学生を繋げるインターンシッププログラムです。



総合支援

みやぎジョブカフェ

若年求職者（15歳から44歳）を対象に、面接や履歴書作成セミナーなど様々な就職支援を行います。

沿岸地域就職サポートセンター

就職支援セミナーや個別職場見学など、求職者に対して登録制によるきめ細かな支援を行います（石巻・塩竈・気仙沼）。

わく・わーく就職サポートセンター

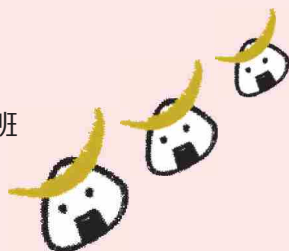
子育て中の女性や高齢者を主な支援対象として、就職支援セミナーや個別職場見学などを行います。

問い合わせ先



宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班

022-211-2772



● 監 督 署

仙台	
・ 方面監督	TEL 022-299-9072
・ 安全衛生	TEL 022-299-9073
・ 労災	TEL 022-299-9074
石巻	TEL 0225-22-3365
・ 気仙沼臨時窓口	TEL 0226-25-6921
古川	TEL 0229-22-2112
大河原	TEL 0224-53-2154
瀬峰	TEL 0228-38-3131

● ハローワーク

仙台	TEL 022-299-8811
大和	TEL 022-345-2350
石巻	TEL 0225-95-0158
塩釜	TEL 022-362-3361
古川	TEL 0229-22-2305
大河原	TEL 0224-53-1042
白石	TEL 0224-25-3107
築館	TEL 0228-22-2531
迫	TEL 0220-22-8609
気仙沼	TEL 0226-24-1716

● ハローワークプラザ

青葉	TEL 022-266-8609
泉	TEL 022-771-1217

● わかもものハローワーク

仙台	TEL 022-207-6800
----	------------------

● 仙台新卒応援ハローワーク

(学生職業センター)	TEL 022-726-8055
------------	------------------

● マザーズハローワーク

青葉 (マザーズコーナー)	TEL 022-266-8604
石巻	TEL 0225-95-0158
古川	TEL 0229-22-2305

● 総合労働相談コーナー

仙台	TEL 022-299-9075
石巻	TEL 0225-22-3365
古川	TEL 0229-22-2112
大河原	TEL 0224-53-2154
瀬峰	TEL 0228-38-3131
気仙沼	TEL 0226-25-6921
労働局	TEL 022-299-8834

● 労働局

総務部	
総務課	TEL 022-299-8833
労働保険徴収課	TEL 022-299-8842
労働基準部	
監督課	TEL 022-299-8838
賃金室	TEL 022-299-8841
健康安全課	TEL 022-299-8839
労災補償課	TEL 022-299-8843
職業安定部	
職業安定課	TEL 022-299-8061
職業対策課	TEL 022-299-8062
訓練室	TEL 022-205-9855
需給調整事業課	TEL 022-292-6071
雇用環境・均等室	TEL 022-299-8844

宮城労働局メールマガジン

働く人・働きたい人にも役立つ
最新情報がリアルタイムで届き
ます。

<https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkj>



発行者:宮城労働局
〒983-8585
仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
TEL 022-299-8844

発行年月日: 令和元年9月